

船舶事故調査報告書

平成25年3月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 平成24年4月23日 12時10分ごろ |
| 発生場所 | 神奈川県三浦市金田湾内 神奈川県横須賀市所在の久里浜内防波堤灯台から真方位220° 3.3海里付近 (概位 北緯35°10.7' 東経139°40.5') |
| 事故調査の経過 | 平成24年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 十八号清龍丸、119トン 136452、清龍水産有限会社 39.00m×5.83m×2.60m、FRP ディーゼル機関、721kW、平成14年9月10日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 42歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成7年2月2日 免状交付年月日 平成21年12月7日 免状有効期間満了日 平成27年2月1日 甲板員A 男性 19歳 |
| 死傷者等 | 軽傷 1人（甲板員A） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長、甲板員Aほか19人が乗り組み、活餌（イワシ）の積込みをするため、金田湾内に専門業者が設置したいけすに接舷することとし、業者の指示により船尾からいけすまで約100mの場所に船首を風上に向けて停船した。 船長は、操舵室の上層の上部操船場所において前方及び後方を交互に確認しながら約2～3ノットの速力で本船を後進させ、前部甲板において、機関員が右舷側から投錨し、一等航海士が左舷側で錨索の繰り出しを行い、甲板員Aが右舷側の錨台とビットの中間付近で前方を向いていけすとの連結索を準備していた。 船長は、後方を向いて後進中、一等航海士から「ゴーヘイ」の声が聞こえ、機関を中立とした平成24年4月23日12時10分ごろ、 |

| | |
|--|---|
| | <p>錨索の全てを繰り出す状況となり、錨索の端部が振れて甲板員Aの左大腿部に当たった。</p> <p>船長は、知人に救急車の手配を依頼したのち、活餌積込みを中断して神奈川県三浦市三崎港に入港した。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 曇り、風向 南東、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 低潮期、潮高 約13cm（金田湾）</p> |
| その他の事項 | <p>本船は、ふだん、錨泊する場合、錨索を倉庫から繰り出して使用しており、保有している錨索の全てを使用したことがなかったので、錨索の端部をシャックルなどにより船体に固定していなかった。</p> <p>船長は、本船の錨索の長さを知っており、前部甲板からの連絡がなかったので、錨索の長さに余裕があるものと思って後進を続けていた。</p> <p>船長は、いけずに接舷する場合、上部操船場所からはマイクを使用して指示し、前部甲板の作業状況については、乗組員からの肉声又は手による合図で確認していた。</p> <p>本船の錨索は、長さ約150m、太さ約40mm、錨索端部は環状に仕立ててあり、内側に擦れ止めの金具（ハートシンブル）をはめ込んであった。</p> <p>投錨場所付近の水深は、約13mであった。（海図W1062）</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は金田湾内において船首から投錨後、船長が、繰り出した錨索の長さに余裕があるものと思って後進を続けていたことから、錨索の全てが繰り出され、錨索の端部が振れて甲板員Aの左大腿部に当たって負傷したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が金田湾内において船首から投錨後、船長が、繰り出した錨索の長さに余裕があるものと思って後進を続けていたため、錨索の全てが繰り出され、錨索の端部が振れて甲板員Aの左大腿部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錨泊する際は、錨索の端部を船体に固定すること。 ・錨索を繰り出す際、繰り出した長さを前部甲板作業員から逐次報告させること。 |